



こども誰でも 通園制度



子どもに集団生活を経験してほしい方や子育てに悩みや不安を抱えている方、子育てについて相談できる場が欲しい方は、ぜひご利用ください。

対象児童

- ・嘉手納町に住所を有する、利用日時点で0歳6か月～3歳未満の未就園児
 - ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業所等)、企業主導型保育事業所等に通園していない児童
- ※認可外保育施設利用児童は対象となります。

実施施設

嘉手納町さんさん保育所(嘉手納町水釜373番地)
電話番号:956-3323

実施日及び利用時間

実施日	月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
預かり時間	午前9時～午後5時まで

利用可能時間

子ども1人あたり月4単位(10時間)まで

利用単位	利用時間	給食	おやつ	利用料金
1単位(午前)	9:00- 11:30	あり	なし	700円
1単位(午後)	14:30- 17:00	なし	あり	550円
2単位	9:00- 14:00	あり	なし	1200円
3単位	9:00- 16:30	あり	あり	1750円



※1単位(2時間30分)からの利用になります。
※時間内での部分利用はできません

※生活保護世帯、非課税世帯、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯には減免制度があります。

利用の流れ

利用認定申請

町にて審査

申請者へ認定(却下)通知書発送

面談予約・面談

利用開始

申請方法

右の申請フォームより申請

※申請から通知書の発送までは約2週間かかります。

※子ども家庭課窓口での申請も可能です。



面談・利用予約について

利用には「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントが必要です。認定通知書送付時に町がアカウントを発行します。発行されたアカウントでログインし、面談予約・利用予約を行ってください。

注意事項

- ・利用認定を受けても、施設の受け入れ体制や空き状況により利用ができない場合があります。
- ・利用途中で満3歳になった場合や、認可保育所または企業主導型保育事業所等に入所した場合、町外に転出した場合は、利用終了となります。
- ・障がいのあるお子さんや医療的ケアが必要なお子さん、アレルギーなど配慮が必要な場合は事前に子ども家庭課にご相談ください。

問い合わせ先

嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係(役場1階)
TEL:956-1111(内線123)